

一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示

(令和5年3月28日告示指定(令和5年内閣府告示第19号)、同年10月1日施行)

【告示】事業者が自己の供給する商品又は役務の取引について行う表示であって(①)、
一般消費者が当該表示であることを判別することが困難であると認められるもの(②)。

規制内容：広告であるにもかかわらず、広告であることが分からないもの

① 事業者が自己の供給する商品又は役務の取引について行う表示(広告であるもの)

- ・ 事業者が投稿(表示)内容の決定に関与しているものは広告に該当する。
- ・ 例えば、事業者が投稿(表示)内容を指示して、それを受けて第三者(インフルエンサーや消費者等)が投稿する場合など。

② 一般消費者が当該表示であることを判別することが困難であると認められるもの(広告と分からないもの)

- ・ 表示内容全体から広告であることが明瞭となっていないもの。
- ・ 広告であることが全く記載されていない場合や不明瞭である場合(例えば、広告である旨の記載が小さく書かれている場合など)。

